

		<p>慮の提供に関する相談が増加すると考えられることから、担当職員に対しては、対応力の向上を図るため具体的な事例を盛り込んだ研修を引き続き実施していくことにより、相談体制の強化、充実に努めてまいります。</p>		<p><b>【担当】</b>                  福祉局 障がい者施策部 障がい支援課                  電話：06-6208-8245</p>
5	項目	<p>自然災害が多発かつ被害も甚大化する中、各地で高齢者等避難や避難指示も度々出されている状況を前提として、障がい当事者も参加する各種防災訓練を実施し、避難場所への各自にとっての安全かつ速やかな避難に結び付くよう、災害時避難行動要支援者の個別避難計画を予め設定するよう要望する。</p> <p>また、避難指示等が解除された後にも停電や断水が長期化する事例もあることから、これらに対応する事前の訓練もおこなうよう要望する。</p>	回答	<p>本市では、令和3年度より国の地域生活支援事業に基づき「大阪市重度障がい者等就業支援事業」を実施しています。実施状況としましては、令和3年度は16名の方が利用、今年度は29名の方が利用しています。</p> <p>また、令和4年度の周知広報については、事業周知リーフレットを作成し、各区役所へ配架を行うとともに、大阪府立特別支援学校に対して事業の周知を行ってきました。今後、さらに周知が行きわたるよう、中小企業等に周知していく予定としております。</p> <p>次に、同行援護につきましては、18歳以上の障がい者は一月あたり51時間の支給基準時間を設けております。一月あたりの支給量については、面接等聞き取りにより生活状況や障がい状況の確認及び必要とするサービス時間を勘案し、支給基準時間の範囲内で決定することを基本としています。支給基準時間を超える場合は、区役所と福祉局で協議を行い、審査会に諮った後、区役所で支給決定することとなります。今後とも個々の状況を踏まえたサービス提供に努めてまいります。</p>
5	回答	<p><b>【担当】</b>                  危機管理室 危機管理課(減災対策)                  電話：06-6208-7380</p> <p>本市としましては、障がい者などの要配慮者の方への避難対策としまして、地域の自主防災組織による避難所開設訓練などの各種防災訓練時に、実際に要配慮者の方も参加する訓練を実施しております。個別避難計画の作成につきましては、内閣府の取組指針を踏まえ、各区がそれぞれ地域の実情に応じて、各関係機関と連携しながら計画の作成を進めております。</p> <p>また、停電や断水の長期化に対応する事前の訓練につきましては、区や地域が実施する防災訓練などの機会を利用して、非常用発電機の操作方法を確認したり、応急給水訓練などを実施しております。</p>		
6	項目	<p>昨年より実施されている「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」についてはある程度利用はあるものの、大阪市として更なる周知広報をおこない重度障がい者の就業支援を推し進めるよう要望する。</p> <p>また、視覚障がい者の移動支援同行援護の時間制限の緩和についても、引き続き要望する。</p>	7 項目	<p><u>障害者雇用促進法における法定雇用率については、2018年の改訂の際に定められた5年間の猶予期間が終了し、2023年4月1日から本則に則った雇用率への改訂が予定されていることから、大阪市が率先してこれを大きく上回る雇用をおこなうとともに、その環境整備や就労継続にも意を用いるよう要望する。また、コロナ禍において社会に定着した在宅勤務や短時間就労での障がい者雇用についても研究をおこない、大阪市として多様な働き方による障がい者の社会参加を推進していくよう要望する。</u></p> <p>合わせて最近の諸物価高騰の折から、大阪市として就労支援事業所への「障害者優先調達法」に基づく受注拡大のみならず、その発注価格にも特段の配意を要望するとともに、複数年での委託契約している業務において物価高により運営が厳しくなっている場合</p>